

## 第2回富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画検討委員会議事概要

- 1 日時 令和5年12月8日（金）10時～11時30分
- 2 会場 富山県民会館 701 会議室
- 3 出席委員 委員名簿のとおり
- 4 内容

(1) 富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画の素案について  
事務局から説明

(2) 委員からの主な発言は以下のとおり

### 【素案 第3章 計画の目標等】

#### ○3 計画の体系「支援体制」

- ・支援調整会議に記載の「司法機関」は、実際関わる「弁護士」としてはどうか。その他、「市町村関係課」「ハローワーク」を入れた方が良いという意見あり。
- ・相談先のところで市町村「女性相談支援員」「女性総合相談窓口」とあるが、その他にも窓口はあるため「各種相談窓口」としてはどうか。
- ・県の支援調整会議の対象の表現を検討してほしい。「今後一時保護の可能性が高い方」とされるとすべて女性相談センター経由と思われてしまうが、市町村に相談され市町村と関わりを多くもつケースなどは市町村が中心となった支援調整会議で支援されるのが良いと思う。

### 【素案 第4章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項】

#### ○基本目標Ⅰ（1）未然防止と早期に相談につながるための環境づくり

- ・若年層への普及啓発だけではなく、例えば新婚家庭とか、あるいは全世代を対象とするなど困難に陥らないような機運を高めるのが大事ではないか。
- ・学校教育において早い段階から、人権教育・DV防止啓発をしっかりとやっていくということとともに、次世代のその支援に関わっていく人たちに対しては特にこういう福祉関係、看護、それから教育現場などに関わっていく若者たちへの啓発活動が求められるのではないか。
- ・若年層の予防教育とあるが、「保育所世代から」ということも考えてもらえればと思う。
- ・SNS相談は、10代、これが行政との関わりを持ちづらい年代、世代だと思うので、ぜひSNSの女性に特化した、なおかつ、“困難女性対象”という表現ではなく、工夫した形で実施を希望する。

#### ○基本目標Ⅰ（2）行政と関わりが持ちづらい女性への居場所の提供

- ・「行政と関わりを持ちづらい」という表現がわかりにくいのではないか。

(わかりやすいという意見もあり)

#### ○基本目標Ⅰ（３）女性の意思を尊重した相談や一時保護等支援の実施

- ・顔の見える関係は大事であり、それができるのであれば、支援調整会議のケース会議とか実務者会議等へも期待が大きくなる。
- ・一時保護委託は被害女性に係る経費のみの支給のため、団体の持ち出しが多く負担である。
- ・女性相談センターの一時保護は入居者の安全面から厳しい規則を設けざるをえない。その場合、民間シェルターも活用し必要な方すべてに一時保護を提供したいと思っているが、民間シェルターは財源や数が不足している。財源確保ができれば取りこぼしがなくなるのではないかと思う。

#### ○基本目標Ⅰ（４）心身の回復や日常生活の回復に向けた支援

- ・女性自立支援施設について段階的になると思うが設置を検討いただきたい。
- ・支援を受ける希望があっても家族の反対などにより支援を受けることができない環境の方達をどうつなげていくべきか。

#### ○基本目標Ⅰ（５）同伴児童への支援

- ・一時保護所にいる児童は、学校に通うことができないため、出席日数や教育を受けられない期間の学習の遅れなどが課題。

#### ○基本目標Ⅰ（６）女性の希望や意思に応じた自立支援

- ・DV被害で加害者と同居している場合、DV被害者がそこを離れるということが必要になるが、被害女性が心配するのは経済面であり、また実際に出て行く際には費用がかかってしまう。このため、そのあたりの確保が必要ではないかと第1回委員会で発言したし、他の委員からも同様の指摘があった。予算の関係もあるかと思うが、そういった「資金に関しての制度を作る努力する」など計画への記載を検討してほしい。
- ・市町村の社会福祉協議会は、市町村の連携というところで大きな役割を果たすと思うので、その辺りの記述を少し入れればよいかと思う。
- ・社会福祉協議会の貸付制度もあるので、資金的な面も盛り込んでどうか。
- ・自立支援の一番の目標は経済的な自立ではないかと思うが、就業支援が生活支援とか日中活動支援の中に組み込まれてしまっている。

#### ○基本目標Ⅱ（３）民間団体との連携・協働の充実

- ・数少ない女性に特化したカウンセラーの養成や養成を行うNPOへの支援も、ぜひお願いしたい。